

下水道

上下水道課
☎823-9214
☎823-9839

昨年度の公共下水道事業の工事完成により、曾田、国信一丁目、東一丁目地区の一部で新たに下水道の使用が可能となり、下水道事業受益者負担金の賦課区域となりました。

区域内に土地や家屋などを所有している人は、受益者負担金の納付や公共下水道への接続などにご協力をお願いします。

～該当者へ4月下旬に申告書を送付します～

下水道事業受益者負担金

○負担金の対象

公共下水道が整備されると、土地の所有者などの利益を受ける人（受益者）は、污水管整備費の一部を負担していただくことになります。

この4月に賦課区域となった土地の所有者に、4月下旬に受益者の申告書などを郵送します。申告書に記載してある提出期限までに必要な書類を提出してください。

※この負担金は、税金とは異なり、一度だけ負担していただくもので、同じ土地に対して再び賦課されることはありません。

○負担金額

所有する土地または権利のある土地の面積に、単位負担金（1㎡当たり460円）をかけた額となります。

○負担金の計算例

（例）148・5㎡（約45坪）の土地を所有している場合
148・5㎡×460円＝6万8,310円となり、100円未満の端数を切り捨てた6万8,300円が負担金額となります。

○負担金の納付方法

負担金は、5年間・10回に分割して納めていただく方法と一括で納めていただく方法があります。

《分割納付》

分割納付の納期は次のとおりです。

・第1期 8月1日～8月末日
・第2期 2月1日～2月末日
負担金6万8,300円を5年間・10回に分割すると、次の表のようになります。

	第1期	第2期
	8月	2月
1年目	7,100円	6,800円
2年目	6,800円	
3年目		
4年目		
5年目		

《一括納付》

負担金を初年度の第1期納期中（8月1日～8月末日）に一括納付すると、負担金額に同じて報奨金（上限5万円）を交付します。

○減免と猶予

受益者負担金は、すべての土地に一律に賦課されますが、土地の用途や状況などにより、減免や一定期間の徴収猶予ができる場合があります。申請制です。対象者は、4月に送付する申請書により申請してください。

※申請がない場合、減免・猶予はできません。



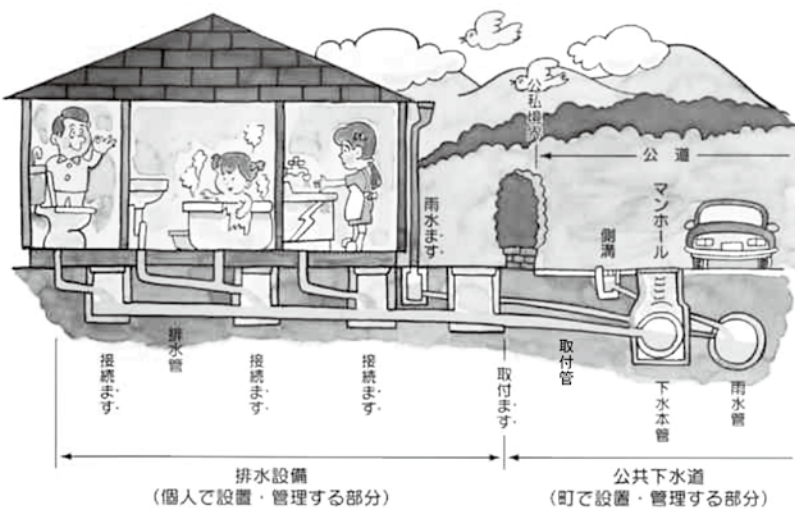
下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

～3年以内に接続を～ 排水設備工事

下水道が整備されて、公共下水道に接続できるようになった区域に住んでいる皆さんは、台所、風呂場、便所などから排出される汚水を、公共下水道に流すために必要な排水設備を速やかに設置してください。

排水設備の設置例

（分流式公共下水道）



指定工事店は町ホームページでも確認できます。

くらしの情報▶住まい・道路・交通（下水道）
▶基本情報（排水設備と水洗トイレ改造工事の申込と事務手続き）

～ご利用ください～

水洗便所設備資金貸付制度

くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続したりする際の費用を、一定の要件で無利子でお貸ししています。指定工事店が手続きを行いますので、貸付条件などについて相談してください。

Q&A

Q1. 公共下水道って何？

A 公共下水道は、台所や風呂、トイレなどで使った水や工場などからの排水を集め、処理場できれいにして放流し、河川や海の水質を守ります。また、悪臭やハエ・蚊などの発生源となる汚れた川がきれいになるなど、わたしたちの健康で快適な暮らしを支える大切な施設です。

Q2. 公共下水道に接続するって、どういうこと？

A 海田町は分流式の污水管を新設しています。工事が完了すると使用が可能となり、浄化槽を使用している場合は廃止し、くみ取り便所は水洗便所に改造して、公共下水道へ切り替えます。また、台所、風呂などの汚水（雑排水）も公共下水道に切り替えます。

Q3. 接続するにはどうしたらいいの？

A 公共下水道へ接続するときに必要な排水設備の工事は、町が指定した排水設備指定工事店でしか行えません。約150社が登録されているので、その中から皆さんが選んでください。複数社から見積もりを徴収することをお勧めします。指定工事店が皆さんに代わって町に必要な手続きを行います。

Q4. 接続すると下水道使用料はどうなるの？

A 使用した水量に応じて下水道使用料が必要になり、水道料金と一緒に請求されます。

※町のホームページで料金の自動計算ができます。
くらしの情報▶住まい・道路・交通（下水道）
▶基本情報（上下水道の料金）▶水道料金等自動計算